

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の概要

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める計画（政府実行計画） 概要

- 地球温暖化対策計画に即して、政府のオフィス等に関する温暖化対策の計画である政府実行計画を策定。
- 政府が率先した取組を行うことで、地方公共団体や民間企業への波及を期待。

（１）目標・計画期間

- ① 2013年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの2030年度における排出量を政府全体で40%削減することを目標とする。
- ② 中間目標として2020年度までに政府全体で10%削減することを目標とする。
- ③ 2016年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、2020年度中に、2021年度以降の政府実行計画について見直しを行う。

（２）主な措置の内容

- ① 大規模な庁舎から順次、省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づく運用改善を行い、さらに施設等の更新時期も踏まえ費用対効果の高い合理的なハード対策を実施する。
- ② エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。
- ③ 政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上（※環境省調査では2015年度の導入割合は6.5%と推計、調査をした約1,200の施設のうち、1／5の施設で一部又は全部LEDを導入。）とすることに向けて努める。



今年3月に環境大臣室にLED照明を導入

- ④ **2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020年度の間目標として、政府全体で公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。**

(※2015年度の政府全体の公用車約23,000台のうち、次世代自動車の導入割合は10.7%)

- ⑤ 太陽光発電、バイオマスエネルギー等の再エネの計画的有効利用や、環境配慮契約法の基本方針に則り、**温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択**を図る。
- ⑥ 公用車の効率的利用、自転車の活用、木材製品の活用等のほか、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択を図る。
- ⑦ **庁舎のエネルギー消費実態の公開**、温室効果ガス排出量（単位当たり）等の**ベンチマーク評価の導入**、**ワークライフバランスの配慮**等のソフト対策を行う。
- ⑧ 2020年度までに新築建築物で **Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）** を実現することを目指す。
- ⑨ 事務所の単位面積当たりの電気使用量、燃料の使用量、用紙の使用量等について定量的な目標を設定し、削減に努める。
- ⑩ 職員に、「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」等の取組の実施を奨励する。



次世代自動車

（３）関係府省ごとの実施計画、実行計画の点検

- ① 関係府省は、政府実行計画に即し、それぞれ実施計画を策定。P D C Aサイクルを導入し、毎年点検結果を公表する。
- ② 政府実行計画のPDCAについては、これまで同様、毎年度、地球温暖化対策推進本部幹事会が行う。（環境省において、関係府省の実施状況及び実施計画の点検結果をとりまとめ、中央環境審議会の意見を聴取。）